

2022年2月10日

株 主 各 位

東京都港区芝四丁目1番23号
三田NNビル18階
株式会社DDホールディングス
代表取締役社長 松 村 厚 久

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などのご配慮をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会の会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.dd-holdings.com/ir/>

敬 具

記

1. 日 時 2022年2月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区銀座二丁目4番6号
銀座Velvia館 B1F「THE BAGUS PLACE（バグース プレイス）」
（末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 第三者割当による募集株式（A種優先株式）の発行の件 |
| 第3号議案 | 資本金及び資本準備金の額の減少の件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.dd-holdings.com/ir>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日のお土産等の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

今回の臨時株主総会については、株主の皆様への感染防止を第一に考え、株主総会当日のご来場はできるだけお控えいただき、郵送による議決権の事前行使を強くお願い申し上げます。株主総会当日、新型コロナウイルス感染症予防および拡散防止のため、会場におきまして下記の対策、その他必要な措置を実施いたします。

当日、入場時に体温を計測させていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場をお断りさせていただきます。

なお、37.5度未満であっても、咳などの症状が見られる場合はご入場をお断りする場合がございます。

株主総会当日、ご来場いただいた株主様にマスク着用をお願いさせていただきます。マスクを着用いただけない場合は、ご入場をお断りさせていただきます。

株主総会の議事は、円滑な進行に努め、可能な限り短時間で実施いたします。

出席役員および運営スタッフはマスクを着用し、会場内の複数箇所にアルコール消毒液を設置いたします。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更理由

第6条（発行可能株式総数）、第7条（単元株式数）、第2章の2（A種優先株式）

第2号議案に記載のA種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種優先株式を追加し、A種優先株式に関する規定の新設等を行うものであります。

なお、本定款変更は、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 変更内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	定款変更案
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>31,285,000株</u> とする。	（発行可能株式総数等） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>31,335,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は、31,285,000株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は50,000株</u> とする。
（単元株式数） 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。	（単元株式数） 第7条 当社の単元株式数は、 <u>普通株式につき100株、A種優先株式につき1株</u> とする。

現 行 定 款	定款変更案
(新設) (新設)	<u>第2章の2 A種優先株式</u> <u>(A種優先配当金)</u> <u>第12条の2</u> <u>当会社は、第43条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」といい、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先配当金として、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「A種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第12条の3に定めるA種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額</u>

現 行 定 款	定款変更案
(新設)	を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、A種優先配当金に、A種優先株主が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 2 ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。 3 当会社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。 <u>（A種期中優先配当金）</u> <u>第12条の3</u> 当会社は、第44条又は第45条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主等に対して、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合

現 行 定 款	定款変更案
(新設)	は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中 <u>配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日</u> <u>数につき、365日で除した額（ただし、除算は</u> <u>最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算</u> <u>し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭</u> <u>による剰余金の配当（以下「A種期中優先配</u> <u>当金」という。）を支払う。ただし、当該期中</u> <u>配当基準日の属する事業年度において、当該</u> <u>期中配当までの間に、本条に定めるA種期中</u> <u>優先配当金を支払ったときは、その合計額を</u> <u>控除した額とする。また、当該期中配当基準</u> <u>日から当該期中配当が行われる日までの間</u> <u>に、当会社がA種優先株式を取得した場合、</u> <u>当該A種優先株式につき当該期中配当基準日</u> <u>に係る期中配当を行うことを要しない。な</u> <u>お、A種期中優先配当金に、A種優先株主が</u> <u>権利を有するA種優先株式の数に乗じた金額</u> <u>に1円未満の端数が生じるときは、当該端数</u> <u>は切り捨てる。</u> <u>（残余財産の分配）</u> <u>第12条の4</u> <u>当会社は、残余財産を分配するときは、A種</u> <u>優先株主等に対して、普通株主等に先立っ</u> <u>て、A種優先株式1株当たり、次条第2項に</u> <u>定める基本償還価額相当額から、控除価額相</u> <u>当額を控除した金額（ただし、基本償還価額</u> <u>相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額</u> <u>算式及び控除価額算式における「償還請求</u> <u>日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が</u> <u>行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請</u> <u>求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優</u> <u>先配当金」（残余財産分配日までの間に支払わ</u> <u>れたA種優先配当金（残余財産分配日までの</u>

現 行 定 款	定款変更案
(新設)	間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。また、基本償還価額相当額から控除価額相当額を控除した価額に、A種優先株主が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 <u>2 A種優先株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u> <u>(金銭を対価とする償還請求権)</u> <u>第12条の5</u> <u>A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、償還請求がなされた日を「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の決定に基づき定める合理的な方法により取得株式数を決定する。</u> <u>2 A種優先株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、そ</u>

現 行 定 款	定款変更案
	<u>の小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。また、取得価額に、A種優先株主が償還請求を行ったA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> <u>(基本償還価額算式)</u> <u>基本償還価額＝100,000円×(1+0.04)^{m+n/365}</u> <u>払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。</u> <u>(控除価額算式)</u> <u>控除価額＝償還請求前支払済優先配当金×(1+0.04)^{x+y/365}</u> <u>「償還請求前支払済優先配当金」とは、払込期日以降に支払われたA種優先配当金(償還請求日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。)の支払金額とする。</u> <u>償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。</u> <u>3 本条第1項に基づく償還請求の効力は、A種優先株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。</u>

現 行 定 款	定款変更案
(新設)	<u>(金銭を対価とする取得条項)</u> <u>第12条の6</u> <u>当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下、本条において「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」（強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金（強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。</u> <u>なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。また、取得価額に、当会社が強制償還を行うA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u>

現 行 定 款	定款変更案
(新設)	<u>(議決権)</u> <u>第12条の7</u> <u>A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u>
(新設)	<u>(株式の併合又は分割等)</u> <u>第12条の8</u> <u>法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</u>
(新設)	<u>(種類株主総会への準用)</u> <u>第12条の9</u> <u>第3章の規定（株主総会に係る規定）は、種類株主総会について準用する。</u>
(新設)	<u>(期中配当)</u> <u>第45条</u> <u>前二条のほか、当会社は、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。</u>
(配当金の除斥期間) 第45条 <u>期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u>	(配当金の除斥期間) 第46条 <u>期末配当金、中間配当金および期中配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u>

第2号議案 第三者割当による募集株式（A種優先株式）の発行の件

本議案は、会社法第199条の規定に基づき、下記1. に記載の理由により、下記2. に記載の内容にて、DBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合（以下、「本割当予定先」といいます。）に対する第三者割当による募集株式（以下、「A種優先株式」といいます。）の発行（以下、「本第三者割当増資」といいます。）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案による本第三者割当増資は、第1号議案および本議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。また、2022年1月24日付で当社と本割当予定先が締結した投資契約書（以下、「本投資契約」といいます。）上、本割当予定先によるA種優先株式に係る払込みは、本臨時株主総会において、第1号議案から第3号議案が原案どおり承認可決されること等を条件としております。

1. 特に有利な払込金額で募集株式（A種優先株式）を発行する理由

(1) 本第三者割当増資に至る経緯及び目的

当社は2019年末に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で人々の行動及び生活様式が大きく変化したことにより、外食事業の需要が激減し、さらに新型コロナウイルス感染症拡大の影響による緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置等を受け、酒類の提供の制限や一部店舗では再び臨時休業や営業時間短縮を余儀なくされました。また、ソーシャルディスタンス等の感染拡大防止対策による客席数の減少に加えて、消費者の会食自粛の継続や在宅勤務の継続等の消費者の行動変化に伴う売上機会損失が発生し、業績に甚大な影響を受けております。

これらの影響により、当社の2021年2月期の連結業績は売上高234億83百万円（前年同期比59.1%減）、営業損失は97億3百万円、経常損失は90億34百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は85億7百万円となり、自己資本比率は2020年2月期末時点の18.2%から2021年2月期末時点で△3.1%にまで急激に低下するなど、2021年2月期単年度の業績にとどまらず、会社存続に重大な影響を及ぼす水準にまで達しました。

このような状況の中、2020年7月15日公表の「経営合理化等を含む今後の経営方針に関するお知らせ」の経営合理化策及び「経営改善計画」を策定し、「グループ会社の見直し」「固定費削減や各種契約の見直しを含めた一般管理費等の削減」「不採算店舗の退店」「人員の適正配置」など、全ての費用の見直しと削減対策を継続して実施しており、販売費及び一般管理費合計では、前々年同期（2020年2月期）と比較して、144億66百万円（前年同期比25.2%減）の減少となりました。

また、毀損した資本を早期に補強し、財務状況の改善及び経営基盤の強化を行うことが喫緊の課題であったため、2021年4月14日公表の「債務超過解消に向けた取り組みについて」に記載の諸施策を遂行することにより、事業面及び財務面での安定化を図り、持続的な収支の改善を図るとともに、資本増強に向けた各種施策を実施しております。

一方で、2022年2月期第3四半期における連結売上高は前年同四半期比53億9百万円（前年同期比28.6%減）の減収となる132億49百万円となり、依然として厳しい環境が継続しております。足元では、2021年9月末日で緊急事態宣言が解除されたことから、各自治体の方針に基づき十分な新型コロナウイルス予防対策を実施した上で、直営店舗及び受託店舗も順次、通常営業を再開しておりましたが、新たな変異ウイルスの再拡大により、2022年1月21日付で首都圏を中心にまん延防止等重点措置が適用されるなど先行きは依然として不透明な状況が続いております。

また、各種施策の効果や海外経済の改善が見られるものの、今後も、国内外の新型コロナウイルスの感染動向、世界的な半導体不足や原油高の影響による金融資本市場の変動等の影響などにより、先行きは依然不透明な状況が続いております。

そのため、当社としては、更なる構造改革及びアフターコロナを見据えた成長戦略を推進し、今後も相当期間見込まれる新型コロナウイルス感染症の影響に耐える財務体質を築くためには資本性資金の調達が必要であるとの結論に至りました。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた飲食・宿泊等の企業に対する支援を目的として本割当予定先であるD B J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合が組成されたことを受け、本割当予定先に対して本第三者割当増資についての打診をいたしました。当社としては、当社の直面している状況と本割当予定先の出資目的が合致しており、その支援を通じて新たな事業計画を推進していくことが当社の中長期的な企業価値向上に寄与するものと考え、本割当予定先を選定いたしました。

(2) 本第三者割当増資により資金調達を実施する理由

上記「(1) 本第三者割当増資に至る経緯及び目的」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の長期化の影響を大きく受け自己資本が大幅に減少している当社の財政状況に鑑みると、金融機関等からの借入れや社債発行による負債性の資金調達ではなく、資本性資金の調達により自己資本の増強を図ることが喫緊の課題であるとともに、株主の皆様の利益保護の観点からは希薄化を回避することも重要な考慮要素であると考えました。

資金調達方法に関して、例えば、普通株式の発行については、資本性資金の確保という目的には資するものの、仮に本第三者割当増資と同程度の資金調達を普通株式の発行によって行った場合、急激かつ大規模な普通株式の希薄化をもたらすことになり、株主の皆様に対す

る不利益を生じさせかねないことから、当社にとっては現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。

これに対して、A種優先株式は、無議決権優先株式であり、かつ、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていない、いわゆる「社債型優先株式」であることから、本第三者割当増資は、既存株式の希薄化を一切生じさせることなく資本金の確保という目的を達成することができるため、現時点における最善の選択肢であると判断いたしました。

(3) 払込金額が合理的であると判断した理由

当社は、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、当社の置かれた足元の厳しい経営環境及び財務体質、多額の資本金の資金需要、及び当社の足元の株価状況等を踏まえつつ、本割当予定先との間で本第三者割当増資に係る出資の方法及び内容に関する交渉を重ねてまいりました。真摯な交渉を重ねた結果、A種優先株式については払込金額を1株当たり100,000円と決定いたしました。当社としては、本割当予定先は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた飲食・宿泊等の企業に対する支援を目的として組成された投資事業有限責任組合であり、本投資契約に基づき一定の事務手数料を本割当予定先に支払うことを要するものの、社債型優先株式に係る優先配当率の市場水準等を勘案しても、A種優先株式の優先配当率は割高ではないと判断していることから、かかる払込金額には合理性が認められると考えております。

上記のとおり、当社としては、A種優先株式の払込金額には合理性が認められると考えておりますが、A種優先株式は客観的な市場価格がなく、また優先株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、A種優先株式の払込金額が本割当予定先によって特に有利な金額であると判断される可能性も否定できないため、念のため、当社は、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種優先株式を発行することいたしました。

(4) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種優先株式を50,000株発行することにより、総額50億円を調達いたしますが、上記に記載のA種優先株式の発行目的及び資金使途に照らすと、A種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。なお、A種優先株式については、無議決権優先株式であり、かつ、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていない、いわゆる「社債型優先株式」であることから、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性はありません。

2. 本第三者割当増資の概要

①	募集株式の種類および数	A種優先株式50,000株
②	払込金額	1株につき100,000円
③	払込金額の総額	5,000,000,000円
④	増加する資本金の額	2,500,000,000円
⑤	増加する資本準備金の額	2,500,000,000円
⑥	募集または割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によりD B J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合に全てのA種優先株式を割り当てます。
⑦	払込期日	2022年2月28日
⑧	その他	詳細は第1号議案をご参照ください。 A種優先株式の優先配当率は年4.0%に設定されており、A種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」といいます。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」といいます。）は普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者への優先配当金が不足した場合は、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。A種優先株式は非参加型であり、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者は当該優先配当に加え、普通配当を受け取ることができません。 A種優先株主は、いつでも、当社に対して、金銭を対価としてA種優先株式を取得することを請求することができますが、本投資契約上、一定の場合を除き、本割当先は、2030年8月27日までの間、金銭を対価とする取得請求権を行使しないものとされています。 当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日の到来をもって、金銭を対価として、A種優先株式の全部または一部を取得することができますが、本投資契約上、一

		定の場合には、当社は金銭を対価とするA種優先株式の取得を行うことができないものとされています。 A種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権または取得条項はありません。 A種優先株式には、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会における議決権が付されておりません。 また、投資契約の内容となるA種優先株式発行要項上、譲渡によるA種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとされています。なお、当該譲渡制限は定款変更により株式の内容とするものではありません。 本第三者割当増資は、本臨時株主総会において、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。また、本投資契約上、本割当予定先によるA種優先株式に係る払込みは、本臨時株主総会において、第1号議案から第3号議案が原案どおり承認可決されること等を条件としております。
--	--	---

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

早期に財務体質の改善を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、次のとおり資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えること（以下、「本資本金等の額の減少」といいます。）をお願いするものであります。

なお、本資本金等の額の減少については、本第三者割当増資の効力が生じることを条件としております。

1. 減少すべき資本金の額

資本金の額3,932,851,744円を3,832,851,744円減少して、100,000,000円とする。

なお、上記の資本金の額には、本第三者割当増資により増額する資本金の額（2,500,000,000円）を含む。

2. 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額3,922,851,736円を3,897,851,736円減少して、25,000,000円とする。

なお、上記の資本準備金の額には、本第三者割当増資により増額する資本準備金の額（2,500,000,000円）を含む。

3. 本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

4. 本資本金等の額の減少の効力が生ずる日

2022年2月28日

以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

[illegible]

臨時株主総会会場のご案内図

会場

THE BAGUS PLACE バグース プレイス

〒104-0061 東京都中央区銀座2-4-6 銀座Velvia館 B1F

日時

2022年2月25日(金曜日)午前10時(受付開始予定時刻 9時30分)

交通のご案内

JR

- JR各線「有楽町駅」中央口 4分
..... 推奨ルート

東京メトロ

- 有楽町線
「銀座一丁目駅」4番出口 1分
- 銀座線・丸ノ内線・日比谷線
「銀座駅」C8出口 2分

当日のお土産等の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株式会社DDホールディングス

〒108-0014 東京都港区芝4-1-23

三田NNビル18F

TEL03-6858-6080(代表)

